

監査公表

令和6年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年10月31日

高知市監査委員 細川哲也
高知市監査委員 金子努
高知市監査委員 高木妙
高知市監査委員 藤川裕介

令和6年度の定期監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項	措置状況
<p>教育委員会教育政策課</p> <p>1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>学校給食備品の修理、購入に当たり、決裁権者である所属長の決裁を受けることなく発注している事態が見受けられた。</p> <p>本件7件の市民等要望処理表を確認したところ、「高知市事務事業執行管理取扱方針」に記載の様式例とは異なる独自様式の学校給食備品修理・購入連絡票を使用しており、当該様式には報告に対する決裁欄は設けられているものの、緊急対応の要否を記載する欄や発注決裁欄がないものとなっており、このうち6件については、決裁権者である所属長の決裁を受けることなく、特命随意契約により契約を締結していたものである。</p> <p>このような事態が見受けられることは、市民等要望処理表の独自様式が修理等の実施や見積収の意思決定を適切に行うことのできないものとなっていたと認められる。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>教育委員会教育政策課</p> <p>1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>「高知市事務事業執行管理取扱方針」を基に、従来使用してきた市民等要望処理表の独自様式を見直し、修繕等の実施及び見積依頼の意思決定に係る文言、契約締結の意思決定に係る文言、起案日及び決裁日、緊急対応の要否などの項目を追加した新様式を作成し、令和7年5月から使用しております。</p> <p>今後は、新様式を使用し、適正な意思決定を行います。</p>

指摘事項	措置状況
<p>教育委員会学校環境整備課</p> <p>1 学校における備品の処分手続を適切に周知していないもの 備品の更新に際し、旧備品の処分手續を適切に周知していない事態が見受けられた。</p> <p>本件は、小中学校等に設置していた自動体外式除細動器（以下「AED」という。）が、耐用年数を経過したことから、教育委員会事務局でまとめて調達し、リース品に更新したものであるが、このうち14台（14校）について物品会計規則に定める手續を経ることなく処分しているものである。</p> <p>また、上記14台についてみると、備品整理標識が保管箱に貼付されていたなどのため、リース品であるにもかかわらず、備品台帳に登録されたままの状態になっており、毎会計年度実施している物品検査の対象とされていた。</p> <p>多数の学校で同様の事態が見受けられたことは、各学校における備品管理に対する認識不足や、リース品への更新時に所管課から各学校へ旧AEDの処分手續について周知が徹底されていなかったことなどによるものと認められる。</p> <p>同規則第44条第2項によれば、物品管理者は、使用の必要がないもの又は使用することができないものがあるときは、物品所管換伺書により決定し、会計管理者に返納しなければならないとされている。</p> <p>学校における備品の処分手續については、同規則に基づき適正に行われるよう周知徹底されたい。</p>	<p>教育委員会学校環境整備課</p> <p>1 学校における備品の処分手續を適切に周知していないもの 備品の登録状況を確認した結果、ご指摘の2校を含め、合計14校が該当することを確認しました。</p> <p>当該校については、すでに廃棄済みであることから、物品事故報告書を提出のうえ、備品登録の削除を行いました。</p> <p>備品登録の廃棄については、学校での手続きが必須となることから、今後の契約形態に応じて適正な通知及び運用を行いました。</p>
<p>教育委員会青少年・事務管理課</p> <p>1 嶸出予算の流用を伴う予算執行決定を適正にしていないもの 職員の出張に係る旅費の支出に当たり、歳出予算の流用確定前に予算執行決定を行っている事態が見受けられた。</p> <p>本件旅費2件の支出については、各事業費における8節旅費の歳出予算が不足していたた</p>	<p>教育委員会青少年・事務管理課</p> <p>1 嶸出予算の流用を伴う予算執行決定を適正にしていないもの 歳出予算の流用を伴う予算執行決定について、下記のとおり適正に行うこととしました。 想定される必要な経費について予算化を行い、遺漏がないか複数職員で確認を行います。 予算内での事業実施を検討します。</p>

指摘事項	措置状況
<p>めそれぞれ節間流用を行っているところ、予算流用通知書の流用確定日をみると、支出の原因となる旅行命令の決裁日よりも後となっているものである。</p> <p>地方自治法第232条の3によれば、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされており、予算の裏付けがないまま歳出予算を伴う事業の執行決定をすることは適切ではない。</p> <p>また、予算規則第13条第2項によれば、各所属長は、節間で歳出予算の金額を流用する必要があると認める場合は、財政課長の決裁を受けなければならないとされており、財政課長の決裁を経て初めて流用が確定し、歳出予算の裏付けが得られるため、流用の確定前に予算執行決定を行うことは、適正とは認められない。</p> <p>歳出予算の流用を伴う予算執行決定については、法令等に基づき適正に行わわれたい。</p> <p>(1) ジュニアリーダースクール2024引率旅費 (流用確定日：令和6年5月20日、旅行命令 決裁日：同年4月25日)</p> <p>(2) 令和6年度北見市青少年国内研修受入に 係る引率者の旅費 (流用確定日：令和6年9月5日、旅行命令 決裁日：同年8月5日)</p>	<p>やむを得ず予算内での実施が難しい場合、予算の流用などの必要な予算措置を講じるとともに、次年度への予算化の要否についても検討します。</p> <p>事業実施にあたり作成する起案文書に予算科目・予算額を記載します。</p> <p>予算の裏付けを明確にした上で、予算執行決定を行います。</p>
<p>教育委員会青少年・事務管理課</p> <p>2 補助金の交付決定前に補助対象事業が開始されているもの</p> <p>令和5年度の鏡川水泳補導所運営協議会補助金と子ども会安全会補助金について、補助金の交付決定前に補助対象事業が開始されている事態が見受けられた。</p> <p>本件補助金の交付決定に際し、それぞれの起案紙に「(総) 会の日程の都合上、事業開始後の交付申請及び交付決定となるが、令和5年4月1日から効力を生じるものとする」とただし書きを記載し、意思決定を行っていた。</p> <p>しかし、補助金の交付は申請主義であり、原</p>	<p>教育委員会青少年・事務管理課</p> <p>2 補助金の交付決定前に補助対象事業が開始されているもの</p> <p>各団体に対し、補助金交付決定前の事業着手は認めないこと、及び総会等での事業計画・収支予算の承認（決定）等の有無にかかわらず、交付申請を行うよう申し入れ、補助対象事業の開始前に交付決定を行うように事務を改めました。</p>

指摘事項	措置状況
<p>則として交付決定前の着手は認められていない。</p> <p>補助金の交付申請に当たっては、補助対象事業の開始までに交付決定を行うなど、適正に行われたい。</p>	
<p>教育委員会人権・こども支援課</p> <p>1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>令和6年4月から8月に実施した所管施設の修繕等5件について、市民等要望処理表等の作成を失念しており、決裁権者である課長の決裁を受けることなく発注している事態が見受けられた。</p> <p>「高知市事務事業執行管理取扱方針」によれば、市民等の要望による修繕、役務の執行については、過去の不正事例からの改善策として、市民等要望処理表を作成し、事前決裁の徹底、チェック体制の確立を図ることとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>教育委員会人権・こども支援課</p> <p>1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>所管施設に勤務している職員に対し、修繕等を発注する際には、「市民等要望処理表」の作成が必須であることを周知し、要望内容や現地確認について記載したものを本課に提出させることとしました。</p> <p>また、意思決定文書の作成時には市民要望処理表の確認と、決裁時の確認をしっかりと行うようにしました。</p>
<p>教育委員会教育研究所</p> <p>1 契約締結に関する事務手続を適正にしていないもの</p> <p>あつたか体験学習事業に係る賠償責任保険について、見積依頼書の内容と異なる内容で契約している事態が見受けられた。</p> <p>本件は、競争見積による随意契約を締結しており、見積依頼書によれば、あつたか体験学習の参加者に対する賠償責任保険の補償金額は1人当たり1億円としているところ、見積書の保険内容を十分に確認しなかったことから、1人当たり3,000万円として加入しているものである。</p> <p>見積依頼書で示した必要な補償内容を満たしていない契約を締結し、必要とする保険金が支払われないリスクを生じさせることは適切ではな</p>	<p>教育委員会教育研究所</p> <p>1 契約締結に関する事務手続を適正にしていないもの</p> <p>賠償責任保険補償金額を3,000万円で契約していることについて、本件保険契約を解約し、年度途中から年度末までの保険期間で再度競争見積の上契約することについて、保険会社に聞き取りを行い検討しましたが、計画していた残りの活動内容と照らし合わせた結果、既存の契約内容で十分な補償を受けることができると判断いたしました。本件契約手続きは不適切であることは十分認識しておりますが、すでに契約の効力は発生していることから、解約して再度の競争見積による契約は行いませんでした。なお、補償に係る案件は生じておりません。</p>

指摘事項	措置状況
<p>い。</p> <p>保険契約については、契約締結に関する事務手続きを適正に行われたい。</p>	<p>また、再発防止策としては、これまでには、意思決定及び見積依頼と見積結果による契約締結の2回の起案であったところ、事務手続きを確実に行うため、令和7年度からは①意思決定及び見積依頼②見積結果による業者選定③契約締結の3段階で起案を行うこととし、②の決裁時において、仕様の内容と提出された見積書の内容が適合しているかを複数の職員でチェックをすることで、確認を厳格に行っています。</p>
<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>修繕等の実施に当たり、決裁権者である事務長の決裁を受けることなく発注している事態が見受けられた。</p> <p>市民等要望処理表を確認したところ、「高知市事務事業執行管理取扱方針（以下「取扱方針」という。）」に記載の様式例とは異なる独自様式の要望処理表を使用しており、うち2件の役務契約については、独自様式中の「下記のとおり緊急対応のため業者に発注したことを報告します。」という文言を選択しており、決裁権者である所属長の決裁を受けることなく、特命随意契約により契約を締結していたものである。</p> <p>このような事態が見受けられることは、市民等要望処理表の独自様式が、緊急対応の場合に事後報告を行うことを選択できるものとなっていたことなどによると認められる。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>「要望受付・処理方針決定」の様式について、施工内容、発注業者、予定価格を記載して事前に執行の意思決定を行う様式に改めました。</p> <p>また、当該様式を使用し業務着手前に必ず決裁を行うよう、係会で職員に周知を行い、令和7年4月1日以降は事前決裁を徹底しています。</p>
<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>2 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの</p> <p>修繕等に係る支出について、事務手続上の誤り</p>	<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>2 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの</p> <p>支払に係る意思決定等を紙決裁した場合に、</p>

指摘事項	措置状況
<p>が常態化しており改善を要するものが見受けられた。</p> <p>本件は、令和6年4月から監査実施時点までに市民等要望処理表で意思決定を行った修繕等16件について、財務会計システムの支出負担行為書等に登録すべき市民等要望処理表を登録していない事態が常態化しているものである。</p> <p>庶務・会計実務研修資料によれば、支出命令時に回付が必要な添付文書・関連文書として、意思決定や契約締結に係る起案文書一式を関連文書に登録することとされており、また、支払に係る意思決定等を紙決裁した場合には、支出負担行為書の添付文書として登録することとされている。</p> <p>事務手続上の誤りが常態化しているものについては、速やかに改善されたい。</p>	<p>支出負担行為書や支出命令書に意思決定や契約締結にかかる起案一式を添付文書として登録のうえ処理するという事務処理の手順について、改めて係会で周知を行うとともに、複数の職員でチェックするように事務処理の流れを改めました。</p>
<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>3 契約の競争性を確保すべきもの</p> <p>市民等要望処理表により処理した修繕等14件について、契約の競争性を確保することなく特命随意契約により契約を締結している事態が見受けられた。</p> <p>取扱方針によると、市民の生命、財産等に多大な危険や影響を及ぼすおそれのある「緊急を要する場合」を除き、見積書の依頼・徴収については、2者以上とするとされている。</p> <p>本件14件の修繕等については、市民等要望処理表において緊急対応とした記載等はなく、修繕等の内容や発注手続からも、取扱方針で示す「緊急を要する場合」に当たるとは認められない。</p> <p>また、そのうち7件については、業者選定理由書の添付があったものの、特定の1者でなければならない理由として「過去に実績がある業者で早急な対応が可能であること」などを記載しているものの、随意契約ガイドラインによれば、実績がある者が他にいないことや実績が豊富であるとのみをもって特定の1者でなければ履行できない理由にはならないとされており、実際に他の漏水調査や漏水修繕について別の業者に依頼した事例があったことからも競争は可能であった</p>	<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>3 契約の競争性を確保すべきもの</p> <p>修繕等の実施に当たっては、「高知市事務事業執行管理取扱方針」に基づき、競争契約を原則とすることを再確認するとともに、「緊急を要する場合」に該当しないものについては、見積競争により業者決定するよう係会で職員に周知を行い、令和7年4月1日以降の修繕等については2者以上から見積を徴し、見積競争を実施しております。</p>

指摘事項	措置状況
<p>と見受けられる。</p> <p>市民等要望処理表により処理する修繕等については、特定の者と安易に特命随意契約により契約を締結することなく、他者の実施可能性を十分検証するなどして、競争性を確保されたい。</p>	
<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>4 旅費の算定を適正にしていないもの</p> <p>職員に対し支給する旅費について、算定を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>旅費の算定については、職員等旅費条例等に基づき適正に行われたい。</p> <p>(1) 第36回全国高等学校情報処理競技大会生徒引率に係る職員1名の旅費について、日当の算定を誤っているもの</p> <p>本件は、旅程の最終日（3日目）の日当を2,200円とすべきところ、誤って半日当1,100円として算定したことから、旅費の支給が1,100円過少となっている。</p> <p>(2) 第43回リーダー研修生徒引率に係る職員7名の旅費について、日当及び宿泊料の算定を誤っているもの</p> <p>本件は、旅程の2日目の日当について、合宿施設における日当の額750円に、別途実費負担すべき昼食代700円を加算すべきところ、加算せずに算定し、また、3日目の朝食代590円について、2日目の宿泊料の算定（素泊料、夕・朝食代）に含まれているにもかかわらず、3日目の宿泊料（朝食代）として重複して算定している。この2件の誤算定により、旅費の支給が一人当たり110円、合計で770円過少となっている。</p>	<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>4 旅費の算定を適正にしていないもの</p> <p>(1)、(2)ともに再度旅費算定を行い、過少となっていた差額を各旅行者に支給しました。</p> <p>また、再発防止のため、令和7年度庶務会計実務研修に職員が参加し知識を深めるとともに、旅行命令を行う際は複数の職員でチェックし、確認を厳格に行うよう改めました。</p>